１　選挙公営の要点

（１）必ず有償契約を締結しなければならないこと

公営の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、北秋田市選挙管理委員会（以下、「市選管」）に届け出なければなりません。なお、無償の場合は公費負担の対象となりません。

（２）公営の適用される額には、すべて一定の限度額があること

公費負担の限度額については、個々の契約ごとの限度額と、候補者１人当たりの限度額の両方が定められています。この限度額を超える額については公費負担の対象となりません。

なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担となります。

（３）必ず所定の手続きをしなければならないこと

公営が適用される場合、市は業者等からの請求に基づき、候補者が支払う金額の一定額を業者等に支払うこととされていますが、この経費の支払いには一定の書類が必要ですので、必ず所定の手続きをしなければなりません。

なお、手続きの流れについては　Ｐ２「２．選挙公営手続きの流れ＜売買契約・請負契約以外＞」、Ｐ３「２．選挙公営手続きの流れ＜売買契約・請負契約＞」　に記載してあります。届出等に係る書類には、契約書に記された住所・氏名等を記載し、印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用してください。

（４）候補者に係る供託物が没収されないこと

候補者に係る供託物が没収される場合は、公費負担の対象となりません。

供託物の没収は、候補者の得票数が供託物没収点に達しないとき及び候補者が当該候補者たることを辞したときに没収されます。

$$\text{＜市議選＞供託物没収点} = \frac{\text{有効投票の総数}}{\text{その選挙区の議員定数（18 人）}} \times \frac{1}{10}$$

有効投票の総数とは・・・各候補者の得票数すべて加えた数 （按分がある場合で、按分の際切捨てた票数がある場合は、これを加えた数）

例１）前回の北秋田市議会議員一般選挙の供託物没収点（平成 30 年３月 25 日執行）

・有効投票の総数：18,837　　・議員定数：20 人

・供託物没収点　：94.185

（注意）「供託物没収点」は、有権者数、投票者数等により異なります。前回の「供託物没収点」はあくまでも参考としてください。

２　選挙公営手続きの流れ＜売買契約・請負契約以外＞

- 選挙運動用自動車の借入代（レンタル方式）
- 選挙運動用自動車の運転手の報酬（レンタル方式）
- 選挙運動用自動車の借入代（ハイヤー方式）

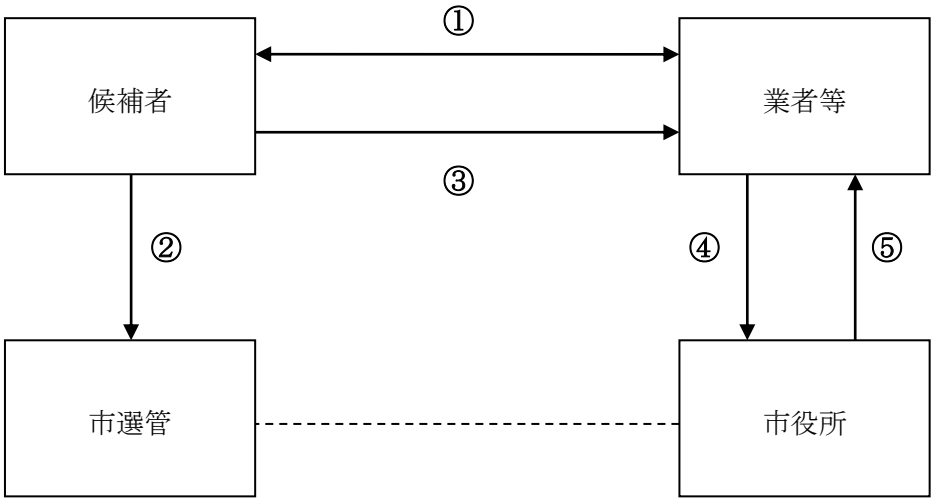

順序	必要書類	事項	提出先等	期日等
①	・契約書	有償契約の締結	候補者⇔業者等	
②	・契約届出書 ・契約書の写し	①の契約をしたことの届出	候補者⇒市選管	・立候補届出前の契約→届出後３日以内に ・立候補届出後の契約→契約後直ちに
③	・使用証明書	使用証明書の提出	候補者⇒業者等	契約履行後直ちに→選挙期日又はその前日
④	・請求書 ・請求内訳書 ・使用証明書	公営とされる経費の請求	業者等⇒市役所	選挙期日後速やかに→５日以内
⑤	―	経費の支払	市役所⇒業者等	―

（注）　供託物が没収される候補者のものについては、業者は④の請求をすることができません。

３　選挙公営手続きの流れ＜売買契約・請負契約＞

- 選挙運動用自動車の燃料代（レンタル方式＞
- 選挙運動用ポスターの作成費用
- 選挙運動用ビラの作成費用

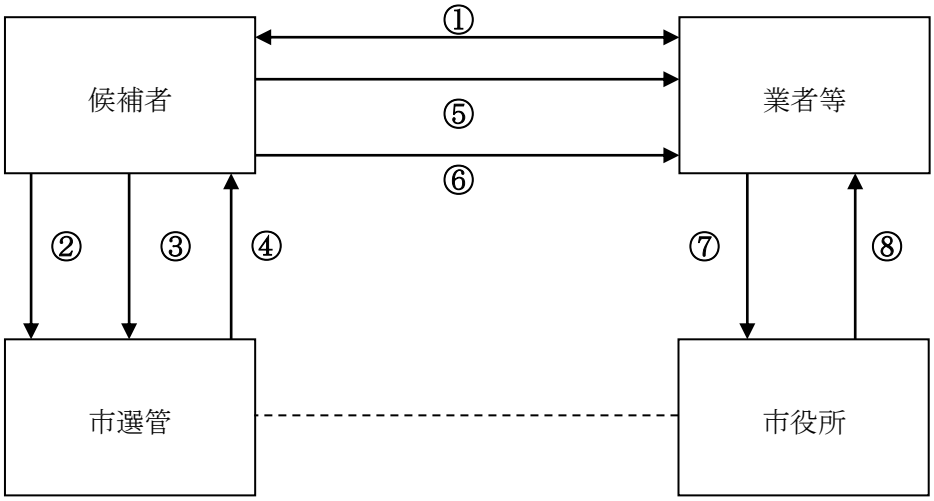

順序	必要書類	事項	提出先等	期日等
①	・契約書	有償契約の締結	候補者⇔業者等	
②	・契約届出書 ・契約書の写し	①の契約をしたことの届出	候補者⇒市選管	立候補届出前の契約→届出後３日以内に 立候補届出後の契約→契約後直ちに
③	**・確認申請書**	**使用量（作成枚数）の確認申請**	**候補者⇒市選管**	**契約の届出と同時に**
④	**・確認書**	**確認書の交付**	**市選管⇒候補者**	
⑤	**・確認書**	**確認書の提出**	**候補者⇒業者等**	**交付後直ちに**
⑥	・使用証明書 ・作成証明書	使用証明書（作成証明書）の提出	候補者⇒業者等	契約履行後直ちに→選挙期日又はその前日
⑦	・請求書 ・請求内訳書 ・作成証明書 **・確認書**	公営とされる経費の請求	業者等⇒市役所	選挙期日後速やかに→５日以内
⑧	―	経費の支払	市役所⇒業者等	―

（注）　供託物が没収される候補者のものについては、業者は⑦の請求をすることができません。

４　選挙運動用自動車の使用の公営

契約の形態には（２の１）レンタル方式（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用についてそれぞれ個別に契約）と、（２の２）ハイヤー方式（自動車、燃料代、運転手すべてを含む契約）とがあります。同じ日にこの両方の契約をする場合には、候補者の指定するいずれか１つの契約が公営の対象となります。

（２の１）レンタル方式

（１）どのような場合に公営となるのか

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用自動車の使用に関し、公費負担となります。

（２）どのようなものが公営となるのか

前記（２の１）（２）でいう一般運送契約以外の契約を締結し、選挙運動用自動車を借入れ、燃料の供給を受けて又は運転手を雇用するときは、それぞれ次の額の範囲内が公費負担となります。なお、候補者と生計を一にする親族（当該契約に係る業務を業として行う者を除く。）と契約する場合は、公費負担となりません。

ア　選挙運動用自動車の借入

選挙運動用自動車を借入れる有償契約（以下「自動車借入れ契約」といいます。）を締結し選挙運動用自動車を借入れるときは、１日１台 15,800 円の範囲内で自動車借入代が公費負担となります。なお、１日に２台以上自動車借入れ契約により選挙運動用自動車を借入れるときにあっては、候補者はいずれか１台を指定しなければなりません。

イ　選挙運動用自動車の燃料の供給

選挙運動用自動車の燃料の供給に関する有償契約を締結し燃料の供給を受けるときは、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数に 7,560 円を乗じて得た額（告示日に届けた場合、７日×7,560 円＝52,920 円）の範囲内で燃料代が公費負担となります。

ウ　選挙運動用自動車の運転手の雇用

選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する有償契約を締結し運転手を雇用するときは、１日１人 12,500 円の範囲内で運転手の報酬の額が公費負担となります。なお、この契約で１日に２人以上の運転手を雇用するときにあっては、候補者はいずれか１人を指定しなければなりません。

（３）どのような手続きをしなければならないか

ア　候補者は、それぞれ有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後３日以内に）選挙運動用自動車の使用の契約届出書（記載例Ｐ１）に契約書の写しを添えて市選管に届け出なければなりません。

イ　候補者は、公営の適用を受けようとする燃料代について、公費負担の範囲内であることの確認を受けるため、燃料供給業者ごとに自動車燃料代確認申請書（記載例Ｐ６）を市選管に提出しなければなりません。市選管は、この申請に基づき公営の適用される金額までの自動車燃料代確認書（記載例Ｐ７）を交付します。

ウ　候補者は、市選管から自動車燃料代確認書の交付を受けたときは、直ちに自動車燃料代確認書を燃料供給業者に提出しなければなりません。

エ　候補者は選挙運動用自動車を借入れ、燃料の供給を受け又は運転手を雇用したときは、選挙運動用自動車使用証明書（自動車：記載例Ｐ２、燃料：記載例Ｐ８、運転手：記載例Ｐ11）を自動車にあっては運送事業者等ごとに、燃料にあっては燃料供給業者ごとに、運転手にあっては運転手ごとに提出しなければなりません。

オ　各契約事業者等は、選挙の期日後速やか（５日以内）に北秋田市あて所定の経費を請求してください。この場合、請求書・請求内訳書（自動車：記載例Ｐ３・５、燃料：記載例Ｐ９・10、運転手：記載例Ｐ12・13）と選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求には確認書及び給油伝票の写しも必要です。）を添付しなければなりません。

　ただし、供託物が没収される候補者のものについては、北秋田市に請求することができません。

カ　北秋田市は、各契約事業者等から請求されたとき、各契約事業者等に所定の経費を支払います。

（２の２）ハイヤー方式

（１）どのような場合に公営となるのか

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用自動車の使用に関し、公費負担となります。

（２）どのようなものが公営となるのか

道路運送法第３条第１項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（一般にタクシー会社と呼ばれているものです。）と有償契約（この契約を「一般運送契約」といいます。）を締結し、選挙運動用自動車（営業用ナンバーであること。）を使用するときは、１日１台 64,500 円の範囲内で公費負担となります。

なお、１日に２台以上一般運送契約により選挙運動用自動車を使用するときにあっては、候補者はいずれか１台を指定しなければなりません。

（３）どのような手続きをしなければならないか

ア　候補者は、一般運送契約を締結したときはその旨直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後３日以内に）選挙運動用自動車の使用の契約届出書（記載例Ｐ1）に契約書の写しを添えて市選管に届け出なければなりません。

イ　候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、選挙運動用自動車使用証明書（記載例Ｐ2）を運送事業者に提出しなければなりません。

ウ　運送事業者は、選挙の期日後速やか（５日以内）に北秋田市あてに所定の経費を請求してください。この場合、請求書・請求書内訳（記載例Ｐ３・４）と選挙運動用自動車使用証明書を添付しなければなりません。

ただし、供託物が没収される候補者のものについては、北秋田市に請求することができません。

エ　北秋田市は、運送事業者から請求されたとき、運送事業者に所定の経費を支払います。

５　選挙運動用ポスターの作成の公営

（１）どのような場合に公営となるか

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用ポスター（以下「ポスター」といいます。）の作成に関し、公費負担となります。

ただし、**選挙運動費用収支報告書には公費負担とされる作成費についても計上する必要があります。**

（２）どのようなものが公営となるか

候補者がポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」といいます。）と有償契約を締結し、ポスターを作成するときは、次の範囲内で公費負担となります。

※　１枚当たりの作成単価×ポスター掲示場数 273 箇所＝公費負担額

なお、作成単価、作成枚数について、それぞれ公費負担となる限度が設けられています。

ア　作成単価の限度

１枚当たりの作成単価の限度は　1,663 円　です。この限度額はポスター条例第４条により次のように定められています。

525 円６銭にポスター掲示場数（273 箇所）を乗じて得た金額に310,500 円を加えた金額をポスター掲示場数（273 箇所）で除して得た金額（１円未満の端数があるときは１円とする。）

これを計算式に表すと次のようになります。

$$\frac{310{,}500\text{円}+525.06\text{円}\times 273\text{箇所}}{273\text{箇所}} = 1{,}662.42\text{円} \fallingdotseq 1{,}663\text{円}$$

イ　作成枚数の限度

ポスター掲示場数（273 枚）

（３）どのような手続きをしなければならないか

ア　候補者は、ポスター作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後３日以内に）選挙運動用ポスターの作成の契約届出書（記載例Ｐ14）に契約書の写しを添えて市選管に届け出なければなりません。

イ　候補者は、公営の適用を受けようとするポスターの作成について、公営の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成業者ごとにポスター作成枚数確認申請書（記載例Ｐ15）を市選管に提出しなければなりません。市選管は、この申請に基づき公営の適用される枚数までのポスター作成枚数確認書（記載例Ｐ16）を交付します。

ウ　候補者は、市選管からポスター作成枚数確認書の交付を受けたときは、直ちにポスター作成枚数確認書をポスター作成業者に提出しなければなりません。

エ　候補者は、ポスターを作成したときは、選挙運動用ポスター作成証明書（記載例Ｐ17）をポスター作成業者に提出しなければなりません。

オ　ポスター作成業者は、選挙の期日後速やか（５日以内）に北秋田市あて所定の経費を請求してください。この場合、請求書・請求内訳書（記載例Ｐ18・19）、ポスター作成証明書及びポスター作成枚数確認書を添付しなければなりません。

　ただし、供託物が没収される候補者のものについては、北秋田市に請求することができません。

カ　北秋田市は、ポスター作成業者から請求されたとき、ポスター作成業者に所定の経費を支払います。

６　選挙運動用ビラの作成の公営

（１）どのような場合に対象となるか

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用ビラ（以下「ビラ」）の作成に関し、公費負担となります。

ただし、選挙運動用収支報告書には公費負担とされる作成費についても計上する必要があります。

（２）どのようなものが公営となるか

候補者がビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」）と有償契約を締結し、ビラを作成するときは、次の範囲内で公費負担となります。

作成単価、作成枚数、種類について、それぞれ公費負担の限度が設けられています。

- ●１枚当たりの作成単価限度額：７円 51 銭
- ●作成枚数の限度：4,000 枚
- ●ビラの種類：２種類まで

（３）どのような手続きをしなければならないか

ア　候補者は、ビラ作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後３日以内に）選挙運動用ビラの作成の契約届出書（記載例Ｐ20）に契約書の写しを添えて市選管に届け出なければなりません。

イ　候補者は、公営の適用を受けようとするビラの作成について、公営の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ビラ作成業者ごとにビラ作成枚数確認申請書（記載例Ｐ21）を市選管に提出しなければなりません。市選管は、この申請に基づき公営の適用される枚数までのビラ作成枚数確認書（記載例Ｐ22）を交付します。

ウ　候補者は、市選管からビラ作成枚数確認書の交付を受けたときは、直ちにビラ作成枚数確認書をビラ作成業者に提出しなければなりません。

エ　候補者は、ビラを作成したときは、選挙運動用ビラ作成証明書（記載例Ｐ23）をビラ作成業者に提出しなければなりません。

オ　ビラ作成業者は、選挙の期日後速やかに（５日以内に）北秋田市あてに所定の経費を請求してください。この場合、請求書・請求内訳書（記載例Ｐ24・25）、ビラ作成証明書及びビラ作成枚数確認書を添付しなければなりません。

ただし、供託物が没収される候補者のものについては、北秋田市に請求することができません。

カ　北秋田市は、ビラ作成業者から請求されたとき、ビラ作成業者に所定の経費を支払います。

7　候補者１人当たりの公費負担の限度額について

１．選挙運動用自動車

（１）ハイヤー方式の場合

64,500 円（１日当たり限度額）×７日＝451,500 円

（２）その他の方式の場合

ア　自動車の借入れ契約（レンタル方式）

15,800 円（１日当たり限度額）×７日＝110,600 円

イ　燃料供給の契約

7,560 円（１日当たり限度額）×７日＝52,920 円（合計限度額）

ウ　運転手の雇用の契約

12,500 円（１日当たり限度額）×７日＝87,500 円

※同じ日に（１）と（２）の両方の契約を行う場合には、どちらか１つの契約が対象

２．選挙運動用ポスター

1,663 円 １枚当たりの作成単価の限度額	×	273 枚 作成枚数の限度	＝	453,999 円 合計限度額

３．選挙運動用ビラ

7 円 51 銭 １枚当たりの作成単価の限度額	×	4,000 枚 作成枚数の限度	＝	30,040 円 合計限度額

8　無投票となった場合の取扱いについて

①　選挙運動用自動車の公営に関しては、上記＿＿＿の部分の金額が限度額となります。ハイヤー方式、自動車の借入れ及び運転手の雇用については、「１日分」の金額、燃料供給の契約については「52,920 円」が限度額となりますが、いずれも「告示日１日分の使用に当たる部分のみ」が公営の対象となります。

②ポスター及びビラの作成の公営については、有投票、無投票に関わらず、上記の計算式により算出される金額が限度額となります。

※　ただし、①・②共に告示日当日までに契約の締結が終了しているものに限ります。